

加古川市災害時協力井戸登録制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害時の断水等により水道水の供給が困難となる場合に備え、生活用水を確保し、市民に供給するための「災害時協力井戸」の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 洗濯、トイレ等に使用する水で、飲用水以外のものをいう。
- (2) 自主防災組織等 市内の自主防災組織、町内会又は自治会をいう。

（登録の要件）

第3条 災害時協力井戸の登録は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供することができること
- (3) 周囲から雨水又は汚水が流入する恐れのないもの
- (4) 災害時協力井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、現在、飲用水又は生活用水として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること
- (5) 水質が別表に定める基準を満たすもの
- (6) 所有者等及び所在地等の情報を、井戸が所在する地域の自主防災組織等に提供することについて、所有者等の同意が得られていること

（登録の申請）

第4条 災害時協力井戸として登録しようとする井戸の所有者等は、加古川市災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）を市長に提出する。

（登録の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、現地調査を行うとともに、必要に応じて別表に定める水質検査を行い、登録の可否について所有者等に対し加古川市災害時協力井戸登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 所有者等が申請の日から1年以内に前項の水質検査を受けているときは、当該検査を省略することができる。

- 3 市長は、第1項の登録の決定を受けた所有者等に対し、加古川市災害時協力井戸登録標識（以下「登録標識」という。）を交付する。

（水質検査）

第6条 市長は、前条第1項の水質検査のほか、必要と認めるときに水質検査を実施する。

（井戸の周知）

第7条 市長は、災害時協力井戸の所有者等及び所在地等の情報を、加古川市災害時協力井戸情報提供書（様式第3号）により、当該井戸が所在する地域の自主防災組織等の長に情報提供する。

- 2 市長は、災害時協力井戸を市民へ周知するため、所有者等の同意を得て、市が作成するホームページやハザードマップ等に井戸の所在地を掲載することができる。
- 3 所有者等は、登録標識を当該井戸の家屋の門、扉又は塀等、近隣住民が認識しやすい場所に取り付ける。

（登録解除）

第8条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除する。

- (1) 所有者等から加古川市災害時協力井戸登録解除申請書（様式第4号）の提出があったとき。
 - (2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、災害時協力井戸として適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、災害時協力井戸の登録を解除した場合は、加古川市災害時協力井戸登録解除通知書（様式第5号）により所有者等及び井戸の所在する地域の自主防災組織等の長へ通知する。
- 3 所有者は、前項の通知書を受け取ったときは、登録標識をすみやかに市長に返納する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

別表

	検査項目	基準値
1	一般細菌	1 0 0 個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと。
3	亜硝酸態窒素	0 . 0 4 mg／ℓ以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 0 mg/ℓ以下
5	塩化物イオン	2 0 0 mg/ℓ以下
6	全有機物炭素（T O C）量	3 mg/ℓ以下
7	pH値	5 . 8 以上 8 . 6 以下
8	味	異常でないこと。
9	臭気	異常でないこと。
10	色度	5 度以下
11	濁度	2 度以下